

ID: 1537

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第14条		
法令番号	平成20年法律第87号		
【基準】 法第14条の規定による。 (計画の認定の取消し) 第14条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。 (1) 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。 (2) 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。 2 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であった者(当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。)に通知しなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日